

生垣設置助成についてのご案内

助成内容

生垣設置に伴う費用の一部を助成いたします。

居住する住宅に生垣を新設する場合、1 mあたり 6,000 円を上限とし、施工費が 1 mあたり 6,000 円未満の場合は実費とします。いずれも、70,000 円を限度とします。

※実費とは

- ①業者委託（領収書等支出を証するものを確認し助成）
- ②自主施工（かかった材料費のみ⇒領収書等支出を証するものを確認し助成）

助成条件

- (1) 生垣設置助成に伴い設置した生垣の保全に関して、(公財)横浜市緑の協会と「緑の街づくり協定」(5年間)を締結していただきます。
- (2) 協定締結を表示する標識(小プレート 12cm×30cm)を生垣設置箇所に、通行人に見えるように設置していただきます。

表示内容:「この生垣は(公財)横浜市緑の協会と緑の街づくり協定を結んでいます」

留意事項

助成に関する留意事項

- (1) 生垣を設置する宅地は自己の戸建住宅(店舗併用住宅を含む)で、本人申請に限ります。
- (2) 助成対象生垣は、道路に面した長さ3m以上の生垣です。
- (3) 生垣の植栽樹木は高さ90cm以上とし、密度は3本/1m程度です。
なお、塀やフェンス等で覆われている場合は、道路側から見て塀等の上面から見える高さが90cm以上必要となります。
- (4) 植栽樹木は、生垣に適した種類を選んでください。
(例 カナメモチ、シラカシ、イヌマキ、ヒサカキ、アラカシ、モクセイ等)
- (5) つる性植物は生垣の対象にはなりません。
- (6) 支柱、胴縁を設置し、生垣が道路通行の支障とならないように植栽してください。
- (7) 生垣実施承認通知受領後生垣設置工事等を50日以内に実施してください。
- (8) 当年度の予算に達した時点で申請の受付を終了します。
- (9) ブロック塀等の撤去後の申請は新設扱いとなります。

なお、ブロック塀等の撤去と併せて生垣を設置する場合については、以下にお問い合わせください。

横浜市「ブロック塀等改善事業」

担当：横浜市建築局企画部防災課 045-671-2930

手続きの流れ

「申請」から「助成」までの手続きは、次のとおりです。

【申請者】 問い合わせ・申請書の請求

協会から申請書類やリーフレット等を郵送します。

申請書類等は協会ホームページからダウンロードできます

(<https://www.hama-midorinokyokai.or.jp/midori/grant.php>)。



【申請者】 申請書の提出

申請書に必要な事項を記入のうえ、協会に提出してください。

経費見積書または助成金算出の根拠となるものを添付してください。



【協会】 事前検査・申請書審査

申請書を審査し、設置予定場所を確認して承認判定をします。承認判定に約1ヵ月かかります。その後、承認通知書を郵送します。



【申請者】 完了報告書の提出

生垣が設置完了しましたら、承認通知書と同送する完了報告書に必要な事項を記入のうえ、提出してください。

領収書等、支出を証する書類を添付してください。



【協会】 生垣設置完了検査

生垣検査に伺います。その後、合格通知・支払決定通知・協定書2通・請求書・標識等を郵送します。合格判定に約1ヵ月かかります。



【申請者】 協定書・請求書の提出

協定書2通に署名及び捺印し、1通を協会に返送してください。

請求書を記入のうえ、提出してください。



【協会】 助成金支払

請求者の指定する口座に助成金を振り込みます。